

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

上富良野町の人口は、昭和 30 年の自衛隊の駐屯により急増し、昭和 35 年にはピークの 17,101 人となったが、その後は減少を続け、令和 5 年 3 月末には 9,990 人とピーク時の約 6 割、10 年前と比較しても、1 割強減少している（住民基本台帳）。総体的な人口の減少とともに生産年齢人口も平成 17 年には 7,857 人（平成 17 年国勢調査結果）であったのが、5,815 人（令和 2 年国勢調査結果）と 2 割強減少し、その反面 65 歳以上の高齢人口は 3,331 人とこの 15 年で 2 割弱増加し、著しい人口構造の変化が見られる。

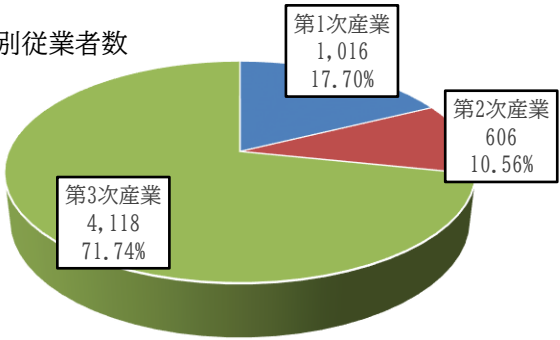
上富良野町は、北海道の中央部、道北の中核市である旭川市から南に約 40 km に位置し、大雪山国立公園、豊かな田園風景が広がる国内でも有数の観光地として、毎年多くの観光客が訪れる地域でもあり、農業などの第 1 次産業を基幹産業としているが、陸上自衛隊が駐屯しているため産業別就業人口でみると第 3 次産業就業者が約 7 割（71.74%）を占め、以下第 1 次産業 17.70%、続いて第 2 次産業 10.56% となっている。

産業別就業者数

	従業者数	割合
第 1 次産業	1,016 人	17.70%
第 2 次産業	606 人	10.56%
第 3 次産業	4,118 人	71.74%
計	5,740 人	

（令和 2 年国勢調査）

産業別従業者数



また、本町の産業別の付加価値額は、第 2 次産業である建設業と製造業を合わせ、全体の 25% を超え、そのうち製造業にあっては全体の 13% を占めており、これは基幹産業である農林漁業、卸売業、小売業に次ぐ付加価値額を生み出しており、本町の経済活動を支える重要な産業である。

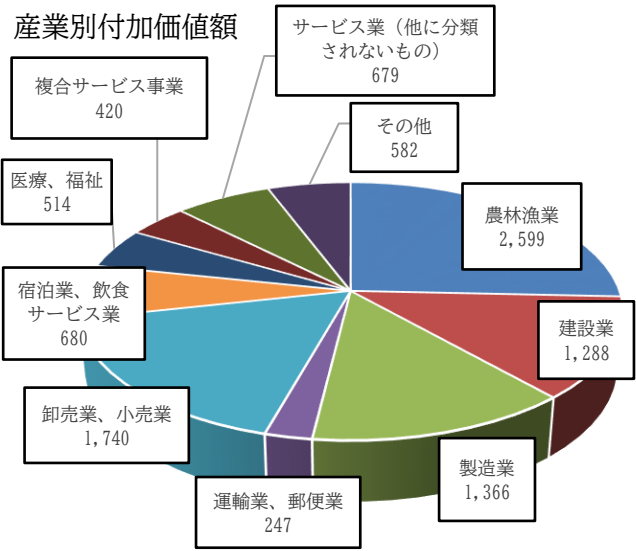
産業別付加価値額

（単位：百万円）

産業大分類	付加価値額	割合
農林漁業	2,599	25.7%
建設業	1,288	12.7%
製造業	1,366	13.5%
運輸業、郵便業	247	2.4%
卸売業、小売業	1,740	17.2%
宿泊業、飲食サービス業	680	6.7%
医療、福祉	514	5.1%
複合サービス事業	420	4.2%
サービス業（他に分類されないもの）	679	6.7%
その他	582	5.8%
計	10,115	

（平成 28 年北海道経済センサス確報）

産業別付加価値額



本町の中小企業は、その大半が小規模企業で占めている実態にあり、中でも業種を問わずして経営者の高齢化と後継者不足が顕著に現れていて、また、消費経済活動も旭川市をはじめとする近郊自治体に流出している要因も重なり、経営を断念する企業も少なくはない。

また、製造業においては、雇用のミスマッチが生じ、必要な人材が確保されない企業もあることから、これらの現状を改善するための生産性が図られる設備の更新を促していくことも課題とされる。

さらに、地元の豊富な食資源と北海道内でも有数の観光地である地域特性を活かし、これら農畜産物を加工・製造・販売する農業の6次産業化も以前から進んでおり、これらの取組において生産性を高める設備の整備も基幹産業である農畜産業の維持、そして、連動する観光関連産業基盤の維持拡充において重要な課題と言える。

(2) 目標

上富良野町内においては、中小企業を対象とした商工業者持続化補助制度、新規開業・特産品開発補助制度により企業の設備投資等を促し、また、担い手を育成するための人材育成事業、担い手助成制度など総体的なサポート支援体制を有しているが、労働生産性や生み出される付加価値を高めるためには、さらなる助成措置や税制の優遇により、中小企業の設備投資に対する意欲を喚起し、支援していくことが必要であるため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進計画を策定し、地域経済の更なる維持・発展を目指す。

これらを実現するための目標として、計画期間中に新たに3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目的とする。

2 先端設備等の種類

上富良野町の産業構造は、前述の従事者別でみると圧倒的に第3次産業が多いが、本町で創出する付加価値額でみると、農林漁業に次いで卸売業、小売業、製造業、建設業と続き、そのほか観光地である地域特性を勘案し、幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

上富良野町の地勢、集落及び土地利用形態については、国道237号を主要道路幹線とし、東部に位置する大雪山国立公園の麓に市街地が形成され、第3次産業を中心とする小売業、サービス業及び飲食業が営まれ、製造業は国道に隣接する西部にものづくり関連製造業が集積し、このほか市街地内及び周辺に立地している。

この市街地を覆うように水田や畑作などの農地が広がり、富良野盆地としての恵まれ

た環境により生産される多種多様な農畜産物を加工・製造・販売する農業の6次産業化に取り組む農業者も点在している。また、これらの農地を映し出す優良な景観は、北海道内においても有数の観光エリアである富良野・美瑛地域のシンボルであり、ペンションなどの宿泊業、サービス業も点在し、農業と連携した観光産業も本町の重要な産業基盤となっている。

以上のことから本町全域において生産性を向上させる必要があることから、対象地域を上富良野町全域とする。

(2) 対象業種・事業

上富良野町の産業構造は、多様な産業をもって構成されていることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発及び新事業展開による設備投資、人材確保困難を解消するための設備機能のオートメーション化の推進など様々であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月20日～令和7年6月19日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定確保に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。